



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1145	平成22年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1146	地籍調査の成果の認証	(").....	2
1147	"	(").....	2
1148	"	(").....	3
1149	"	(").....	3
1150	"	(").....	3
1151	"	(").....	4
1152	"	(").....	4
1153	電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	5
1154	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(障害福祉課).....	6
1155	紀の川左岸土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	7
1156	県営ため池等整備事業の工事の完了	(").....	8
1157	"	(").....	8
1158	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	8
1159	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	9
1160	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
1161	港湾施設の公示	(港湾空港振興課).....	10
1162	港湾法による大島港臨港地区の区域の定め	(").....	10

○ 人事委員会告示

11	平成22年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	11
----	---	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

158	漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14
-----	-----------------------------	-------	----

○ 収用委員会告示

3	土地収用法による裁決手続開始の決定	14
---	-------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(情報政策課).....	15
--	------	--------------	----

○ 正誤

	平成22年6月29日付け和歌山県報第2171号規則第48号中	18
--	--------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1145号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成22年度地籍調査事業計画(平成22年和歌山県告示第593号)の一部を、次のとおり変更した。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	和歌山市	和歌山市
	町 村 名		
	調査地域名	本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目 園部の一部 吹上3丁目 吹上4丁目 吹上5丁目 堀止東2丁目 直川の一部 六十谷の一部 土佐町1丁目 土佐町2丁目 舟津町1丁目 舟津町2丁目 湊御殿1丁目 湊の一部	本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目 園部の一部 吹上3丁目 吹上4丁目 吹上5丁目 堀止東2丁目 直川の一部 六十谷の一部 土佐町1丁目 土佐町2丁目 舟津町1丁目 舟津町2丁目 湊御殿1丁目 湊の一部 土佐町3丁目 舟津町3丁目 舟津町4丁目 湊御殿2丁目 湊御殿3丁目

和歌山県告示第1146号

和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成18年7月25日から平成21年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字産湯の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1147号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代・西岩代の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月1日から平成22年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東岩代・西岩代の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東岩代・西岩代の各一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1148号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成22年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市鮎川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1149号

和歌山県田辺市面川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成22年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市面川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市面川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1150号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市鮎川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1151号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成22年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年12月8日

和歌山県告示第1152号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成22年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月8日

和歌山県告示第1153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する業務の名称

電子計算組織運用管理業務

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、平成23年1月7日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務種目「情報処理-システム運用・保守」に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、名簿に登載されていない者については、同要綱第5条第2項の規定により平成22年12月17日から平成23年1月7日までの期間申請ができるものとする。

- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 3の（1）のエに掲げる提案書において、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提案した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 2の（4）に掲げる競争入札参加資格者名簿に登載されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

オ 誓約書

- (2) （1）のア、ウ及びオに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成22年12月17日（金）から同月28日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年1月5日（水）午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成22年12月21日（火）午前10時30分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成22年12月21日（火）から平成23年1月7日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年1月14日（金）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成23年1月19日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、当該説明を求めた者に対して平成23年1月21日（金）までに書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1154号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012200139	田辺市社会福祉協議会 田辺事業所	居宅介護・重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成22.11.08
			主たる事務所の所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	
3012200113	田辺市社会福祉協議会 大塔事業所	居宅介護・重度訪問介護	主たる事務所の所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成22.11.08
3012200147	田辺市社会福祉協議会 龍神事業所	居宅介護・重度訪問介護	主たる事務所の所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成22.11.08
3012200121	田辺市社会福祉協議会 中辺路事業所	居宅介護・重度訪問介護	主たる事務所の所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成22.11.08

3012200 170	田辺市社会福祉協議会 本宮事業所	居宅介護・ 重度訪問介護	主たる事務所の 所在地	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番 1号	平成 22.11.08
3012200 253	紀南在宅介護サ ービス	居宅介護・ 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市湊1581番地の12	田辺市高雄一丁目6番4 5号	平成 22.11.08
			主たる事務所の 所在地	田辺市湊1581番地の12	田辺市高雄一丁目6番4 5号	
3012200 261	ケアセンターひ まわり	居宅介護・ 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市湊1409番地の6	田辺市高雄三丁目8番1 7号	平成 22.11.08
			主たる事務所の 所在地	田辺市湊1612番地	田辺市高雄一丁目12番 16号	
3012250 084	サザンクロスた なべ	居宅介護・ 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市湊1609番地の20	田辺市高雄一丁目12番 29号	平成 22.11.08

和歌山県告示第1155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成22年12月6日退任）

職名	氏名	住所
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	井口博行	和歌山市上三毛1023番地
理事	尾原和昭	和歌山市新庄131番地の2
理事	吉川誠紀	和歌山市大垣内767番地
理事	阿部英之	和歌山市布施屋497番地
理事	土井實	和歌山市井ノ口113番地
理事	楠見多喜夫	和歌山市岩橋807番地
理事	松尾登志彦	和歌山市出島223番地
理事	早瀬卓二	和歌山市松島353番地
理事	前島薫	和歌山市有本350番地
理事	乙井忠典	和歌山市鳴神747番地
理事	秋月利昭	和歌山市太田3丁目6番19号
理事	井邊敏夫	和歌山市井辺67番地
理事	中村和三	和歌山市森小手穂1199番地
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	三上富生	和歌山市広原570番地
理事	上野芳暉	和歌山市坂田284番地
監事	金谷弘敬	和歌山市金谷436番地
監事	森下利一	和歌山市栗栖395番地の2
監事	岩谷佳計	和歌山市中島316番地

2 就任した役員（平成22年12月7日就任）

職名	氏名	住所
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	井口博行	和歌山市上三毛1023番地
理事	尾原和昭	和歌山市新庄131番地の2
理事	吉川誠紀	和歌山市大垣内767番地
理事	阿部英之	和歌山市布施屋497番地
理事	嶋本賢市	和歌山市禰宜1194番地
理事	楠見多喜夫	和歌山市岩橋807番地
理事	松尾登志彦	和歌山市出島223番地
理事	平柳忠男	和歌山市松島366番地
理事	有本太一	和歌山市有本116番地
理事	乙井忠典	和歌山市鳴神747番地
理事	秋月利昭	和歌山市太田3丁目6番19号
理事	宮田俱侑	和歌山市神前214番地の2
理事	谷口美典	和歌山市西569番地
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	田中秀直	和歌山市吉原708番地
理事	朝日祥晃	和歌山市桑山116番地
理事	上野芳暉	和歌山市坂田284番地
監事	高野弘	和歌山市金谷28番地
監事	森下利一	和歌山市栗栖395番地の2
監事	岩谷佳計	和歌山市中島316番地

和歌山県告示第1156号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業新池（野島）地区
- 2 確定年月日 平成20年6月3日
- 3 工事を完了した時期 平成22年7月30日

和歌山県告示第1157号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業新池（三百瀬）地区
- 2 確定年月日 平成20年5月22日
- 3 工事を完了した時期 平成22年11月10日

和歌山県告示第1158号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1

項の規定により告示する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字芦谷口1773の164
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農業用道路用地とするため

和歌山県告示第1159号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字三田字僧野谷969・970・971の1・971の5・972・973・976・976の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、974、974の1、974の2、975の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
平井川ハシン谷（7-424-1-013）、平井川右支溪（7-424-2-024）、平井川右支溪（7-424-2-025）、古座川右支溪（7-424-1-014）、古座川小左支（7-424-2-035）、古座川小左支（7-424-2-036）古座川右支溪（7-424-1-016）、古座川小右支（7-424-1-017）、古座川小右支（7-424-1-018）、古座川右支溪（7-424-2-026）、古座川小右支（7-424-2-027）、下地谷（7-424-2-028）、古座川小右支（7-424-2-029）、古座川右支溪（7-424-2-030）、ケカチ谷（7-424-2-031）、向谷（7-424-2-032）、古座川小右支（7-424-2-033）、平井1（I-1774）、平井2（I-1775）、平井3（I-2185）、平井4（I-2186）、平井5（I-2361）、平井101（II-70001）、平井102（II-70002）、平井103（II-70003）、平井201（II-7375）、平井202（II-7381）、平井203（II-7382）、平井204（II-7383）、平井205（II-7513）、平井206（II-753

2)、平井207(Ⅱ-7533)、平井208(Ⅱ-7551)、平井209(Ⅱ-7553)、平井301(Ⅲ-4232)、平井303(Ⅲ-4234)、平井304(Ⅲ-4235)、平井305(Ⅲ-4236)、平井306(Ⅲ-4237)、平井308(Ⅲ-4239)、平井309(Ⅲ-4240)、平井310(Ⅲ-4241)、平井311(Ⅲ-4242)、平野(Ⅰ-1769)、下露1(Ⅰ-1770)、下露2(Ⅰ-1771)、下露3(Ⅰ-1772)、下露4(Ⅰ-1773)、下露101(Ⅱ-70004)、下露201(Ⅱ-7391)、下露202(Ⅱ-7392)、下露203(Ⅱ-7393)、下露204(Ⅱ-7394)、下露205(Ⅱ-7399)、下露206(Ⅱ-7507)、下露207(Ⅱ-7531)、下露208(Ⅱ-7582)、下露305(Ⅲ-4262)、下露306(Ⅲ-4263)、下露307(Ⅲ-4264)、下露308(Ⅲ-4265)、下露309(Ⅲ-4266)、西川(1)(Ⅰ-1766)、西川(2)(Ⅰ-1767)、西川(3)(Ⅰ-1768)、西川(4)(Ⅰ-2359)、西川(101)(Ⅱ-70005)、西川(102)(Ⅱ-70006)、西川(103)(Ⅱ-70007)、西川(201)(Ⅱ-7384)、西川(202)(Ⅱ-7385)、西川(203)(Ⅱ-7386)、西川(204)(Ⅱ-7389)、西川(205)(Ⅱ-7390)、西川(206)(Ⅱ-7504)、西川(207)(Ⅱ-7505)、西川(208)(Ⅱ-7526)、西川(304)(Ⅲ-4253)、西川(305)(Ⅲ-4255)、西川(306)(Ⅲ-4256)、西川(309)(Ⅲ-4259)、西川(310)(Ⅲ-4260)、西川(311)(Ⅲ-4261)、松根(1)(Ⅰ-1763)、松根(2)(Ⅰ-1764)、松根(3)(Ⅰ-2355)、松根(101)(Ⅱ-70008)、松根(102)(Ⅱ-70009)、松根(201)(Ⅱ-7376)、松根(202)(Ⅱ-7377)、松根(203)(Ⅱ-7378)、松根(204)(Ⅱ-7379)、松根(205)(Ⅱ-7380)、松根(206)(Ⅱ-7527)、松根(207)(Ⅱ-7528)、松根(208)(Ⅱ-7379)、松根(209)(Ⅱ-7530)、松根(210)(Ⅱ-7578)、松根(301)(Ⅲ-4227)、松根(302)(Ⅲ-4228)、松根(303)(Ⅲ-4229)、松根(304)(Ⅲ-4230)、松根(305)(Ⅲ-4231)、松根(306)(Ⅲ-4251)、松根(308)(Ⅲ-4254)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1161号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
臨港道路	臨港道路 紀の川右岸線	和歌山市湊地内 (和歌山市湊2355-60から和歌山市湊1699-3まで)	延長 1291.6メートル	車道幅員6.5メートル アスファルト舗装

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

和歌山県告示第1162号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定により、次のとおり臨港地区の区域を定めることとしたので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を和歌山県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山県東牟婁振興局串本建設部並びに串本町において、告示の日から起算して2週間公衆の

縦覧に供する。

平成22年12月17日

大島港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称

大島港臨港地区

2 区域

東牟婁郡串本町大島の一部であって別図に示す区域（別図は省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成22年12月17日

和歌山県人事委員会事務局長 矢 野 哲 男

平成22年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	2人程度	総務関係の業務等
一般事務・紀北	2人程度	森林計画の事務に関する業務等
土木・紀北	1人程度	伊都振興局建設部（橋本市）における工事の積算及び監督に関する業務
林業・西牟婁	1人程度	林業試験場（上富田町）における森林・林業に関する試験研究業務

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・紀北	1人程度	那賀振興局健康福祉部（岩出市）における母子寡婦福祉資金の貸付及び償還等に関する業務

上記育休任期付職員採用試験の試験区分のうち一般事務「和歌山」及び「紀北」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断 推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次 試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成23年1月30日(日)午後1時	和歌山市	平成23年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成23年2月中旬	和歌山市	平成23年2月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年1月4日（火）から受付を開始し、同月14日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年1月4日（火）午前10時から同月11日（火）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真をはる。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成23年4月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は原則1年である。）

- (2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間 午後2時55分から午後5時45分まで 週14時間10分

○休日 土曜日、日曜日、休日、年末、年始

- (3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりである。

試験区分	初任給	適用給料表

Ⅲ種相当 育休任期付職員 (一般事務、土木)	144,500円	行政職給料表
Ⅲ種相当 育休任期付職員 (林業)	145,200円	研究職給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員 (一般事務)	52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第158号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を、次のとおり告示する。

平成22年12月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職を請求するための連署に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数

2,630人

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成22年12月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成22年12月17日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内

及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工内)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在 地 番	地 目	地積 (㎡)		取用し ようとする土 地の面積 (㎡)	使用し ようとする土 地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の 種 類		
		登記簿	現況								登記簿	実 測
和歌山県 伊都郡か つらぎ町 大字丁ノ 町字芝脇	1751番2	畑	畑	473	473.59	395.18	6.43	北野雅夫	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	株式会社総 合商社みち ゆき	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	抵当権 受付年月日 昭和55年10 月20日 受付番号 第8266号
										株式会社総 合商社みち ゆき	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	根抵当権 受付年月日 昭和55年10 月21日 受付番号 第8306号
										株式会社総 合商社みち ゆき	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	抵当権 受付年月日 昭和62年7 月20日 受付番号 第5009号
和歌山県 伊都郡か つらぎ町 大字丁ノ 町字西宝 形	2570番1	山林	畑	905	905.70	618.20	6.54	北野雅夫	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	株式会社総 合商社みち ゆき	和歌山県 和歌山市 木ノ本11 6番地の1	抵当権 受付年月日 昭和59年6 月23日 受付番号 第4978号

公 告

入 札 公 告

電子計算組織運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成22年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成22年度
- (2) 業務名
電子計算組織運用管理業務
- (3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 業務実施場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 履行期間

平成23年2月1日（火）から平成25年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成22年和歌山県告示第1153号に規定する電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成22年12月17日（金）から同月28日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年1月5日（水）午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 日時

平成22年12月21日（火）午前10時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の（1）に同じ。

イ 入札日時

平成23年1月27日（木）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年1月27日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局

情報政策課へ必ず到着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) It is operation and operation accompanying work of computer system.

(2) Date and time for tender : 1:30 p.m. 27 January 2011.

(3) Contact point for the notice : Information Policy Division of Wakayama Prefectural Government , Kital Minatodoricho Wakayama City , 640-8262 , Japan

TEL 073-441-2404 (FAX 073-428-1136)

正 誤

正 誤

平成22年6月29日付け和歌山県報第2171号和歌山県規則第48号中

ページ	行目	誤	正
4	上から11	改め	、「いずれか」を「とおりに改め